

要求書受領に係る対応概要

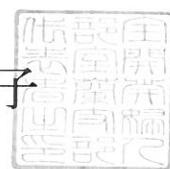
課所等名	日 時	場 所	出 席 者		発 言 要 旨	
			当 局 側	職 員 団 体 側		
総務課	平成24年 3月 8日(木) 17:20~17:26(6分)	室蘭開発建設部 2階会議室	室蘭開発建設部 次長(総務担当) 総務課長 総務課長補佐	坂田 尚樹 本田 裕一 外村 安弘	全北海道開発局労働組合婦人部 室蘭支部 支部代表者 北村 陽子 連絡員 高橋 夕 連絡員 廣瀬 希	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員団体側から 私たちの要求は部員の切実な実態をもとに作られたものであり、どの要求も家庭や生活を大切にしながら健康で働き続けていくために必要不可欠であることから、誠実な回答を求める。 ○ 当局側から 交渉議題については、予備交渉において整理することとする。

全開発婦人部2012年春闘統一要求書

室蘭開発建設部長 高橋 総一 殿

2012年3月8日

全北海道開発局労働組合婦人部室蘭支部
支部代表者 北村陽子



一、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくすとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とする（当面出産費を増額し、育児手当を支給すること）。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実（国際基準を上げる）をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。

イ 介護保険法

ロ 医療保険制度

ハ 公的年金制度

二、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保するとともに、これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。
- 3 産休代替を確保すること。
- 4 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。また、三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 5 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 6 人事については民主的・公平・公正を行い、特に部内昇任を拡大すること。また採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

三、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。

新設	イ 遠隔地通院休暇	ロ 妊娠障害休暇	ハ 更年期障害休暇
改善	イ 配偶者の産後休暇を二週間	ロ 産前休暇を八週間	
ハ	多胎出産の産後休暇を一〇週間	二 結婚休暇	ホ 忌引休暇

- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
- 6 すべての検診を全員が受診できるようにすることとともに、内容の充実をはかること。

四、職場要求は誠意をもつて解決すること。

特に独立行政法人土木研究所寒地土木研究所の要求（別紙）に対しても、改善がはかられるよう主務省として努力すること。

別紙（寒地土木研究所）

1. 人事異動にあたっては、本人の希望を重視するとともに、配置や昇任など、職場における男女差別をなくすること。
2. 男女がともに家庭責任を担える労働条件を確保するとともに、北海道開発局職員と同等となるよう対処すること。
3. 母性を護れる職場環境に努めること。

全開発婦人部室蘭支部二〇一二年春闘職場要求書

1. 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があつた場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導する事。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。

2. 健診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。

3. 事務所等を含め、全庁舎に「分煙効果判定の基準」に対応した喫煙室を設置すること。また、分煙対策の周知徹底を図ること。

以 上

二〇一二年三月八日

北海道開発局 室蘭開発建設部
部 長 高 橋 総 一 殿

全北海道開発局労働組合

婦人部 室蘭支部

支部代表者 北 村 陽

